

報告 1月29日 高浜原発再稼働に関する大阪府への申し入れ

高浜原発再稼働・「大阪府も含めて関西の同意が必要」と回答 避難受け入れ計画は全く具体化していない

大阪市等の最終避難所はまだ決まっていない

要援護者の避難・何も具体化できていない。避難元から人数など聞いていない

危険区域の避難所もある。各市町村で対応中

避難計画について、大阪府としては市町村には指導する立場ではない

1月29日、高浜3・4号再稼働に関し大阪府に申し入れを行いました。大阪府、兵庫県から12名が参加しました。大阪府から環境農林水産部エネルギー政策課の橋本貴仁氏、政策企画部危機管理室の石川氏など4名が対応しました。大阪府庁別館にて11時より1時間強、避難計画や再稼働の同意権等に関する質問・要望書^{*1}を提出し、それに沿ってやり取りを行いました。



申し入れでは、高浜原発の再稼働については、大阪府の同意も必要と表明しました。他方で、滋賀県民を受け入れる避難計画については、避難所さえ決まっておらず、サボタージュしていることが明らかになりました。

◆「30km圏外、大阪府を含む関西自治体の同意が必要」とはっきりと認める

質問・要望書では、高浜3・4号の再稼働にあたっては、UPZ圏自治体をはじめ、大阪府など被害を受ける可能性のある自治体の同意が必要であると府として表明することを求めました。これに対し、大阪府は、「立地自治体だけではなく、大阪府も含めた周辺自治体に説明し、理解を得るべき」「大阪府も含めて同意が必要」と回答しました。

また、昨年12月25日、関西広域連合は「川内原発における地元同意プロセスによることなく、地域の実情に応じて対応すること」、「UPZを含む周辺自治体と事業者との安全協定は、事業者に対し、立地自治体並みの内容とし、早期締結に応じるよう指導すること」等の7項目を要求し、これらが実行されなければ、「高浜原発の再稼働を容認できる環境にはない」とする申し入れ書（以下「国への申し入れ書」）をまとめ、国に提出しています。この「国への申し入れ書」について、大阪府は、「7項目が実行されない限り、再稼働を容認できる環境ではない」との考えを改めて示しました。そして、「川内原発では地元同意は、鹿児島県と薩摩川内市だけで終わったが、我々関西としては福井県と高浜町だけでなく、きっちり周辺自治体、30km圏外も含め、周辺の自治体に対しても説明した上で十分理解を得るべきと考えている」と述べました。UPZ圏外である大阪府も含めるということかと再度確認すると「大阪府、兵庫県、和歌山県も含める」と答えました。

^{*1} 高浜原発3・4号再稼働、事故時の避難計画等に関する質問・要望書

http://www.jca.apc.org/mihama/takahama/osakapref_youbou20150126.pdf

◆「立地並みの安全協定」の内容については、当然、同意権を含むと回答



また、「国への申し入れ書」で求めている「立地並みの安全協定」とは、当然、同意権を含むと回答。

さらに、国への要求項目には、「安全協定によらずとも、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる法的な仕組みを構築すること」とあります。この要求事項について、原子力規制庁は、1月13日の市民との交渉で、「現在も必要な時には話をしており、特別なものは必要ない」との回答だったと伝えると、「この

ような担保は、いろいろな手法があればあるほどよいが、法的な仕組みを作るのがベスト」と述べ、「法的な仕組み」については具体的な言及はありませんでした。

◆国からの説明は求めているが、府民への説明は求めず

質問・要望書では、プルサーマルの審査基準がないこと等、高浜3・4号の安全性は確保されておらず、避難計画にも実効性がない下で再稼働は認められないと表明することも求めました。これに対しては、「安全性を確保するためには規制基準に適合する必要がある、なし崩しはダメ、厳格な審査の上、国の責任において判断すべき」と一般的な回答でした。プルサーマルに審査基準がないことを説明すると、「プルサーマルについて別に基準を設けるべきか判断するのは、一義的に国にある。プルサーマルは危険性が高いかなと思うが、そのため基準を別途設ける必要があるかは、府としては分からない」と。「これについて、国からの説明が必要と考えているか」と問うと、「その通り」であるとし、「安全性の確保について、住民に対して十分な説明をして理解を得るようにと要望している」とこれまでの考えを繰り返しました。

「説明をどのような仕立てで行うかは国の判断」「月一の広域連合委員会で国に説明させることを考えている」ということだけでした。参加者は、「大阪府民にも説明してほしい」「府民が参加できる説明会を国に求めてほしい」と強く求めました。府主催で住民説明会を開催し、その場に国を呼んで説明させたらどうか聞くと、「そこまでは考えていない」と答えました。

◆避難受け入れ計画は全く具体化していないことが明らかに

◇大阪市等の最終避難所はまだ決まっていない

次に避難計画の問題です。大阪府は滋賀県の高島市・長浜市民の避難先になっています。昨年3月の関西広域連合の広域避難ガイドラインでは、大阪府は、拠点避難所は示しましたが、最終避難所を全く示していませんでした。拠点避難所をそのまま最終避難所とする市町村もありますが、避難者5万8千人のうち半数の人の拠点避難所は、屋内施設の無い公園や駐車場等が指定されています。これらについて、最終避難所（体育館等）は決まったのかを聞きましたが、未だ決まっていませんでした。

府は「最終避難所は避難者数を上回る施設を確保しているが、最終避難所まで明記する予定は無い。施設名の公表は考えてない。滋賀は5km圏内ではないので事故後7日の間に避難させることになっているから、その間に候補の施設から最終避難所を決めればよい」と、信じがたい考えを示しました。兵庫の参加者からは「兵庫では最終避難所まで決めている」「事故直後に避難してくることを想定し、あらかじめ最終避難所を決めて公表するのは当たり前のこと」「福島原発事故の教訓からあらかじめ地区ごとに避難場所を決めておくことが大事」と、大阪府の

姿勢を批判する発言が続きました。風向きによれば即時避難もあり得るのに、勝手な甘い解釈で、避難計画ができていないことを繕うかのような発言でした。

「最終避難所の施設は確保している」との回答でしたが、大阪市危機管理室から大阪市の最終避難所は調整中で決まっていないと聞いたがどうなのかと問うと、答えられませんでした。やはり、避難所は未だ決まっていないのです。

避難所の一人あたりの面積については、基準に合わせて3.3平米と回答しました。

◇要援護者の避難計画は何も具体化できていない

要援護者の避難については、「何も具体化できていない。滋賀県からどれだけの人数をマッチングさせるというアクションもない」との回答で、未だ全くの白紙状態でした。待ちの姿勢だけで、自ら問い合わせることもしていません。

◇危険区域の避難所もある。各市町村で対応中

避難所が危険区域にあるかどうかについては、「危険区域にある施設も存在するので、各市町で検討、対応中」と回答。しかし、「府としてはどこが危険区域の避難所かは把握していない。市町村に見直しするように指導する立場にはない」と全く市町村任せでした。また、「事故時に危険区域の避難所に優先的に入れることはしないが、状況に応じてということになる」と状況によっては危険区域の避難所を使う可能性があるとも答えていました。

参加者は、「仮に原発事故のときに自然災害が起こっていなくても、避難した5日後に避難先で災害にあうこともある。南海トラフの津波想定では、兵庫・大阪の沿岸部はやられてしまう。最悪の事態を想定するのが防災計画なのに甘すぎる。危険区域の避難所は当然に見直すべきです」と強く求めました。

◇兵庫県シミュレーションの大阪府域の被ばく量を公表することは全然問題ない

兵庫県の放射能拡散シミュレーション（2014年4月24日版）は、被ばく線量は兵庫県の各市町しか公表されていません。大阪府の被ばく量も公表するよう求めました。府は『兵庫県方式』のシミュレーションの前提条件のままで公表するという考えはない。まだ前提条件を検討中の段階で、公表の目途は立っていない」と回答。前提条件を再検討することは、どこで決めたのか、会議録に載っているのかと尋ねると「各知事も認識しているが、会議録は無い」と。新たなシミュレーションを検討している雰囲気でした。一方、『兵庫県方式』のシミュレーションで、大阪府域のデータが出ているのであれば、それは公表しても全然問題ない」と、最終的には認めました。

また、兵庫県シミュレーションで、篠山市、神戸市に2時間で放射能が到達するとの結果が出ているのに対し、大阪府への到達時間も公表する必要があるのではないかと問いました。府は、「府民の避難が必要であれば、到達時間の公表は必要。しかし、避難すべきかどうかの知見がないので、到達時間の公表が必要かは現段階では分からない」と答えるだけでした。

このように、大阪府民の被ばくや避難の必要性について、真剣に検討しようとする姿勢がありません。

◇避難計画について、大阪府としては市町村には指導する立場ではない

このような無責任な対応に対し、大阪府島本町から参加された方から、「さまざまなことを町に確認する度に、『大阪府としてまだ決まっていない、大阪府が、大阪府が』とことごとく答え

る。府は原子力防災について市町村に指導はしないのか」と問いましたが、「府は支援はするが、指導する立場にはない」と無責任に繰り返しました。

大阪府は、再稼働にあたっては、30km圏外も含め、関西自治体の同意が必要であるとの立場をはっきりと示しました。このことを滋賀や京都など周辺自治体に伝え、各自治体から同意が必要との声があがるように働きかけていきましょう。

一方、避難計画に関しては、広域連合ガイドライン策定から10カ月が経ちますが、大阪府に主体性はみられず、大阪府として具体的なことは何も進んでいませんでした。この状況を避難元の高島市や長浜市、滋賀県に伝えていきましょう。

2015年2月3日

大阪府申し入れ参加者一同